

第 5 5 号 議案

東京都台東区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、情報の存否に関する応答拒否に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区情報公開条例の一部を改正する条例

東京都台東区情報公開条例（平成5年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「該当する情報」の次に「（以下「非公開情報」という。）」を加え、同条第2項中「公開しないことができる情報」を「非公開情報」に、「公開しないことができる部分」を「非公開情報に係る部分」に、「公開しない情報」を「非公開情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（情報の存否に関する応答拒否）

第6条の2 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができる。

第8条第1項中「の可否」を「をすること、情報の公開をしないこと（情報の一部を公開しないことを含む。）又は存否応答拒否」に改め、同条第3項中「含む。）」の次に「及び存否応答拒否を決定したとき」を、「場合」の次に「（存否応答拒否を決定したときを除く。）」を加える。

付 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。